

令和3年余市町議会第4回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
閉 会 午前11時44分

○招 集 年 月 日

令和3年8月23日（月曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和3年8月23日（月曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 3番 中井 寿夫
余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子
余市町議会議員 1番 野呂 栄二
" 4番 藤野 博三
" 5番 内海 博一
" 6番 庄 巖龍
" 8番 白川 栄美子
" 9番 寺田 進
" 10番 彫谷 吉英
" 11番 茅根 英昭
" 12番 近藤 徹哉
" 13番 安久 莊一郎
" 14番 大物 翔
" 15番 中谷 栄利
" 16番 山本 正行
" 18番 岸本 好且

○欠 席 議 員 （1名）

余市町議会議員 2番 吉田 豊

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 細 山 俊 樹
総 務 部 長 須 貝 達 哉
総 務 課 長 増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長 北 島 貴 光
財 政 課 長 高 橋 伸 明
税 務 課 長 紺 谷 友 之
民 生 部 長 上 村 友 成
福 祉 課 長 中 島 紀 孝
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 か お り
保 険 課 長 中 島 豊
環 境 対 策 課 長 成 田 文 明
経 済 部 長 渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長 奈 良 論
商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹
建 設 課 長 篠 原 道 憲
ま ち づ くり 計 画 課 長 庄 木 淳 一
下 水 道 課 長 水 野 貴 司
水 道 課 長 照 井 芳 明
会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長 秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長 濱 川 龍 一
教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也
教 育 部 長 中 村 利 美
学 校 教 育 課 長 高 田 幸 樹
社 会 教 育 課 長 浅 野 敏 昭

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

石川智子

○事務局職員出席者

事務局 長 羽生満広
主 任 細川雄哉
書 記 小林宥斗

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
行政報告
- 第 3 常任委員会委員の選任について
- 第 4 余市町議会運営委員会委員の選任について
- 第 5 議案第 1 号 令和3年度余市町一般会計補正予算(第4号)
- 第 6 議案第 2 号 余市町個人情報保護条例及び余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第 3 号 工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第 4 号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第 5 号 工事請負契約の締結について

開 会 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和3年余市町議会第4回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、吉田議員は通院のため欠席の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案5件、委員の選任2件、他に議長の諸般報告並びに行政報告です。

○議長(中井寿夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号10番、彫谷議員、議席番号11番、茅根議員、議席番号12番、近藤議員、以上のとおり指名いたします。

○議長(中井寿夫君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○8番(白川栄美子君) 令和3年余市町議会第4回臨時会開催に当たり、8月20日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、委員の選任2件、議案5件、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、常任委員会委員の選任についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決し

ました。

日程第4、余市町議会運営委員会委員の選任についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第4号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、議案第2号 余市町個人情報保護条例及び余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、議案第3号 工事請負契約の締結について、日程第8、議案第4号 工事請負契約の締結について、以上2件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第5号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、今期臨時会の運営に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明員につきましては審議案件を考慮した出席とする旨確認がなされておりますことをご報告申し上げます。

以上を申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願

います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、地方自治法第199条第9項の規定によります定例監査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会の総会が書面により開催され、お手元に配付の要望書を関係機関に送付した旨の通知がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 令和2年国勢調査について。

令和2年国勢調査について行政報告を申し上げます。国勢調査は、統計法に基づき5年ごとに行われる統計調査であり、大正9年に第1回調査が行われて以来今回で21回目を迎え、我が国の人口及び世帯の状況を中心とした実態等を把握し、国民生活に密接に関わる各種行政施策の立案とその遂行に必要な基礎資料を得るため世帯員の数、現在の住居における居住期間など19項目について調査を実施しました。国勢調査の実施に当たり、余市町においては昨年8月3日に令和2年国勢調査余市町実施本部を設置し、調査区域として設定し

ました192区につきまして、総務大臣から任命された131人の国勢調査員により調査事務を行ったところでございます。調査内容につきましては、調査要領に基づく集計を行い、結果を北海道に報告し、12月30日をもって実施本部を解散いたしました。

このたびの行政報告につきましては、北海道総合政策部計画局統計課並びに総務省統計局から公表のありました人口と世帯数の速報値をご報告申し上げます。なお、報告いたしません数値につきましては概数であり、今後総務省統計局から公表される数値と相違する場合がありますことをご了承願いたいと存じます。調査による10月1日現在の本町の総人口は1万8,012人です。平成27年の前回調査における総人口1万9,607人と比較して1,595人の減であり、減少率は8.1%であります。また、世帯数につきましては8,272世帯で、前回調査と比較して497世帯の減であり、減少率は5.7%であります。また、人口及び世帯数以外の結果の公表につきましては、人口等基本集計として人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯、母子・父子世帯、親子の同居等に関する結果が本年11月、さらに就業状態等基本集計として人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成に関する結果が令和4年5月に総務省統計局から公表される予定であります。

以上が調査の概要でございますが、今回の国勢調査に当たりましては町民各位のご理解とご協力により調査が順調に行われ、所期の目的が達成されましたことに心より感謝とお礼を申し上げ、令和2年国勢調査についての行政報告といたします。

なお、参考資料として地区別世帯数及び人口一覧を添付しておりますので、ご高覧賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 以上で町長からの行政報

告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたしたいと思っております。

まず、総務文教常任委員会委員には、野呂栄二議員、吉田豊議員、内海博一議員、近藤徹哉議員、大物翔議員、岸本好且議員。

次に、民生環境常任委員会委員には、白川栄美子議員、彫谷吉英議員、茅根英昭議員、中谷栄利議員、土屋美奈子議員、中井寿夫議員。

次に、産業建設常任委員会委員には、藤野博三議員、庄巖龍議員、寺田進議員、安久莊一郎議員、山本正行議員。

以上のとおり指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、選任することに決定いたしました。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、余市町議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたしたいと思っております。

内海博一議員、庄巖龍議員、白川栄美子議員、寺田進議員、大物翔議員、山本正行議員、土屋美奈子議員。

以上のとおり指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、選

任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時25分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第5、議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高橋伸明君） ただいま上程されました議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、町営斎場建替事業適地選定委託料と雪害により破損した旧余市福原漁場屋根の修繕費の補正計上でございます。

また、歳入につきましては諸収入に財源を求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読してご説明申し上げます。

議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第4号）。

令和3年度余市町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ297万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億1,256万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。中段でございます。3、歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、補正額196万9,000円、12節委託料196万9,000円につきましては、町営斎場建替事業適地選定委託料の補正計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、7目文化財総務費、補正額100万7,000円、10節需用費100万7,000円につきましては、旧余市福原漁場施設の修繕費の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。下段でございます。2、歳入、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額196万9,000円、1節繰越金196万9,000円につきましては、必要となる一般財源の追加計上でございます。

次のページをお開き願います。21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額100万7,000円、1節雑入100万7,000円につきましては、旧余市福原漁場施設の雪害に対する公有建物共済保険共済金の補正計上でございます。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○8番（白川栄美子君） 考え方1つだけ伺っておきたいと思いますが、さきの民生環境常任委員会の中で、課長の答弁の中で中断している斎場建て替えについては議会をはじめ、また多くの方々からの意見をいただいているということもあって、それらを参考に建設に向けて改めて専門家の評価をもらいながら進めていきたいという報告がありました。今後進めていく上での町長の考えをあのときに私も伺いまして、その答弁の中で町長は一つには安全性の観点、それからもう一つには

将来性の観点ということを検討しなければいけないと思うということをお答えとされておりました。また、今すぐ今の場所から移転と言えないが、方向性としては別の場所での方向で持っていきたいと思っているとのお答えもされておりましたので、そこで1つだけ伺っておきたいことが、今現在仁木、それから赤井川などはほとんどの皆さんが余市町内での葬儀場を利用されております。また、今後の中で、余市町もそうですけれども、赤井川、仁木においても人口の減少は本当に目に見えて進んでおりますことも考えた中で、今後それらも踏まえての将来性の観点ということをお考えしているのかどうなのか町長に伺っておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思ひます。

火葬場に関しましては、もう既に出来上がっているはずだったのだけれども、まだできていないというのは御存じのとおりだと思います。さきにも言いましたけれども、安全性と将来性の観点ということをお言ひしましたけれども、先ほど行政報告で人口も報告させていただきましたが、8.1%も前回から減少していると。これはどこの自治体も、近隣どこもそうで、今後どんどん、どんどん人口が減っていくという時代になるかと思ひます。もちろん将来性の観点と言ったのは、そういう近隣の町村も使えるようなことが今後求められてくるわけですから、今すぐにどうこうというわけではございませんけれども、それを念頭に置いた位置関係などにするのが合理的ではないかという趣旨でございます。

○8番（白川栄美子君） 分かりました。これはちょっと選定の委託料ですから、深くは入りませんが、ただ、今2つの事業所が余市町にあって、その事業所の方が本当に大変な思ひして、このコロナ禍の中で余計大変な思ひして町民の利便性よくということをお配慮していただいた中で作

業というか、事業していただいております。その中で余市町として本当にこの2事業所にこれまで何らかのやっぱり手だてと言ったら変ですけども、何かそういう思いやりのことがその事業所に対してあったかな、なかったかなというのをちょっと考えておまして、多分何もなかったような気がするんですけども、今後の中でこれを進めていく上でまだまだ年数もかかると思ひます。その中で本当にこの2事業所が大変な思ひしていることは確かですので、ここの部分も少し考慮していただいたほうがいいのかなと思ひますけれども、この予算とは別個ですけども、関連がありますので、町としての考え方もちょっと伺っておきたいと思ひます。

○環境対策課長（成田文明君） 8番、白川議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

今回適地選定委託料ということで補正予算の計上させていただきました。そういった中、これから文字どおり適地の選定、調査に入るわけですけども、そういった中でやはり新斎場が供用開始になるのはまだまだ先になるというのも一方で事実としてございます。そういった中、これまでどおり2つの事業所、火葬業者さん、多大なるご協力、ご理解をいただきまして、今現在も火葬業務を進めさせていただいているところでございます。そういった中、これまでも幾度となくこの事業者さんのほうにはお邪魔させていただいて、いろいろな声を聞いたりしているところではございますが、今後につきましても町として何ができるのかも含めて業者との連携といいますか、意見交換といいますか、そういった部分も進めていながら新斎場の供用開始に向けて鋭意努力していきたいというふうに考えているところでございます。

○16番（山本正行君） 私のほうは2点ほど。

今回の補正予算の町営斎場建替事業適地選定委託料、要するに新しく建てる火葬場をどこにする

かを調べる委託料ということでもありますので、関連でちょっと町長に質問させていただきます。皆さんはもう見ていると思いますが、9月号の「北方ジャーナル」をコピーさせていただきました。その中で齋藤町長は自治体の垣根を越えた余市モデルという特集で取材を受けて、いろいろとコメントしております。その中で、ワクチン問題については直接今の話とは離れるのですが、極めて齋藤町長、余市の医師会や職員、一丸となって早期接種に向けた対応したということを書かれていますので、これについては何ら私も疑問を抱かないで、素直に読みました。ところが、途中で2期目に向けての意欲という欄で少し気になる言葉がありまして、それを今ちょっと読み上げますので、お願いをしたいと思います。前任者の案件ですが、火葬場の問題もその一つです。工事を始めてから崖崩れが起きて中止になり、4億円が無駄になってしまったというようなことが書かれています。お金が無駄になってしまったという表現はいいのか悪いのか別にして、行政は継続でありますので、鳴町長から引き継ぎながら町営斎場については毎年の執行方針で平成32年に向けて供用開始に向けた工事を行っていくということで町長も説明をしておりますので、私はこの言葉を見たときに自分は関係ない、前の人だけが悪いような、そういう印象を受けましたので、これについての考え方、もう一度ちょっと教えていただきたいなど。

そして、これは白川議員と絡むのですが、今回の選定の委託料の中に北後志の広域的な連携が含まれているのかどうか、それも併せて聞きたいなど。それはなぜかといいますと、「北方ジャーナル」のこの記事の一番最後に広域連合のさらなる可能性について町長がコメントをしています。先ほどの火葬場にしても各自治体単独ではなく、近隣の町村が連携して運営したほうが合理的、新たに建てる火葬場については将来的に余市に集約する方向性で検討したいと考えていますというよう

なことをコメントしております。これも間違っていないと思いますが、重要なコメントでありますので、「北方ジャーナル」で全道に出ているという状況踏まえたときに我々議員がそうしたらこの広域連携についてどうなのかということも改まって議論した記憶というのはあまりないのですが、過去にはあったみたいです。そんなことも含めて、今回の予算と関連させてですが、この2点について町長のほうから答弁いただければというふうに思います。

○町長（齋藤啓輔君） 16番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

火葬場について前任者の案件であるがということと今後の広域連携の話ですけれども、書かれているとおりでと思います。もちろんそれぞれの時期、時期に責任者がいるわけであって、当時決定したときの責任者は前任の方であって、今は私が責任を持っていると。全てそれぞれの時々の判断はありますけれども、現在それを私は引き継いでいるわけでありまして、以前もそうですけれども、4億円ほど無駄になったことに関しては町民に対しておわびを申し上げたいということ私に言っているわけでありまして、それはそういう観点からそれぞれの場面で責任を引き継いでいるということで、特にそれ以上でもそれ以下でもないということです。

広域連携に関しましては、もちろん先ほどの答弁と一緒にすけれども、今後の人口減少を見据えた際に、今すぐにどうこうという話ではないですけれども、将来的には様々なものを広域でやっていくのが一番合理的ではないかというような考え方があります。

○16番（山本正行君） 町長からやはり行政は継続だということで一定程度認識をしながら今後も進めていくということで今回答いただきました。そこは、そういう認識だということで安心したところであります。

それで、1つこれはお願いであります。答弁も一応お願いしたいのですが、この4億円問題含めて火葬場の将来の問題について、私も梅川第2区会というところに家を置いておりますので、梅川第2区会においては火葬場を保有する区会であります。そんな中で区会の中でいろいろと議論をさせていただいておりますが、着工する前、平成30年かな、その頃だと思いますが、役場の担当者が区会の役員の方を集めて工事着工に向けての住民説明会などを開きながら工事を着工したという経過があります。ただ、それ以降逆にこういう問題になってからあまり詳しい説明がないというふうなことも区会の中で出てきております。それで、ぜひとも齊藤町長には今後新しいところで選択をするに当たってのことも含めてであります。まず今まで起きた内容がどういうことなのかを含めて住民、町民にきちんと分かりやすく説明をした中で工事を進めていくという、それをお約束をしていただきたいというふうに思います。

○環境対策課長（成田文明君） 16番、山本議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

火葬場、新斎場建設に当たる説明会等々のご質問でございます。よく言われますとおり、火葬場というのは一方で迷惑施設と言われている部分もありまして、先ほどご指摘ありましたとおり、平成30年ぐらいの着工前に区会さんのほうにも説明会があったということでご理解をさせていただいているかと思っております。その後地滑り等々が発生いたしまして、その経過等々につきまして一定程度の説明はさせていただいている部分もございますが、全体的な住民説明会的な部分というのはいまだしていない部分もございます。今回補正予算の計上させていただきましたが、適地の部分含めまして一定程度内容を精査した上で皆様にご説明できる部分今後していきたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○14番（大物 翔君） 何だか建設予定地がもう

変更されることが決定したかのような議論が続いているやにも聞こえてきますが、それは置いておいて、私のほうからちょっと幾つか、前後するかもしれないけれども、言わせてください。

まず、この補正予算の出し方、変ではないですか。屋根の修理に関してはこれ急いでやらなければいけないものだというので、今回上がってきている分に関しては何ら異存はないのです。それはいいのです。緊急性が高いということで、すぐやらなければいけないということで。この適地選定というのは、次の9月の定例会まで待ってられないほど急がなければいけなかった事案として今回計上されているものなのか。もしそうであったとするならば、何で6月の定例会にこれ提案しなかったのですかという話になるのです。結局今の場所でやろうと思って、計画をつくって、調査をして、始めたはよかったけれども、残念ながらこういう事態になったと。我々議会としても土砂崩れを防がなければいけないということに関する費用だとか、あるいは設計変更して工事をしなければならないとか、それに関する費用だとか、お墓を保全するための費用だとか、こういったものというのは随時予算提出いただいて、ずっと議決をしてきたという経過があるのです。その段階では予算上含めてですけれども、あくまであの場所でやるということが事実上の前提だったのです。口頭では別の場所を含めてちらほら出ていたとは思っただけけれども、ただ予算が伴う別の場所も含めた検討というのは今回が初めてなのです。そうですよね。それが駄目だと言っているのではないのです。あの場所がいろいろ問題含みであるということももうみんな分かっているわけだし、それについて検討せざるを得なくなっているのは分かるのです。だったら、何でこれまでの経過はこうであって、だから別の場所も含めて今回調査費を計上させていただくのだということを経営報告しないのだと。打合せの段階でも私言いました、

おかしくないかいと。ましてそれほど緊急性が高いのにそういうこともしないで、定例会ではなくて臨時会で上げてきていると。変だよと。

さらに申し上げれば、では何でそこまで言うのだと。4億円が無駄になった話さっきあったけれども、その4億円の大部分というのは過疎債なわけなのです。万が一別の場所にお引越しをしなければならぬという話になったとすれば、きっと過疎債、一括で一回返してくださいという話になるはずなのです。火葬場を造るという事業そのものは一緒なのだけれども、結局別の場所に造るかもしれないということは事業そのものが変わるということなのです、予算上は。となれば、手続としては一回全部返してもらった上で新たな、過疎債になるのか、何になるのか知らないけれども、予算をつけて、事業化してという話になると。だから、ちゃんとした説明必要なのではないかという話をずっと言っているのです。そういったこと考えたら、ちょっと手順が変だねということが出てまいりますし、いつ変更したのでしょうか。今までは事実上現状ありきで、とにかく崖崩れ何とかしなければならぬ、何とかしなければいけないとやってきたのだけれども、いつ変えたのですか、方針を。今までの範囲内でやっているのならその限りではないのだけれども、そうだとすると説明が足りな過ぎる。過疎債のことも含めて今後どうなっていくのかお答えください。

○環境対策課長（成田文明君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

何点かご質問あったかと思いますが、1点目の9月定例会まで補正予算の計上が待てなかったのかというような趣旨、一方で6月定例会に間に合わなかったのかというような内容かと思いますが。その件につきましては、現在の建設候補地で建て替えをするという前提につきましてはずっと持っています、そういった中様々な意見も頂戴していたというのも事実でございます。そういった中、

常々内部で検討はしているのですけれども、時期的には6月定例会の終了後だったかと思うのですけれども、内部で、内部というのは町なのですから、皆さんの意見も踏まえた中で改めて検討することも一つの方法ではないかということで議論してきました。そういった中、先月開催されました民生環境常任委員会のほうにもご説明をさせていただいたところでございます。そういった中、どうしても予算が伴いますので、その段階では今回の臨時会、もしくは9月の定例会、そこで予算計上できるかという部分までは財政課ともちょっと最終決定までは至っていなかった部分でございます。そういった中、今般臨時会開催されるということで、やはり新斎場供用開始を少しでも早めるために本臨時会に予算計上させていただいたというのが事実でございます。そういった中、説明不足というご指摘もいただきました。今後につきましてもまずは所管委員会、そして議会のほうにも協議させていただきながら、その都度説明等々させていただきたいというふうに考えてございます。

3点目の過疎債の関係でございます。今回の適地選定業務につきましては、現在の建設予定地の適正を調査するとともに、全町的に調査や評価をしていきたいというふうに考えているところでございます。そういった中、他の場所だという結論になった際にはどうしても今までの部分の過疎債の繰上償還の部分、これは避けられない事実かと思えます。そこはしっかり町内部で詰めて、それは対応しないと次のステップに移行することができませんので、そこはしっかりと整理させていただきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○14番（大物 翔君） 分かりました。

ただ、今課長の答弁の中でも全町的に調査をする。あそこでもうやらぬと言っているわけではなくて、あそこも含めて調査をするのだというこ

とは分かるのだけれども、そうであればあるだけ200万円程度で足りるのですかという話にもなるのです。本当に適地を探そうとしていけば、逆にあの場所ではもう無理だということをアリバイ立証するために調査をするのなら、ひょっとしたら200万円で済むかもしれないけれども、例えば広域連携の可能性も将来的に考えたいという思いを持っていらっしゃるわけではないですか。では、場所をどこにするのだ。その地盤がいいのか悪いのかは別の調査になるのかもしれないけれども、どうも何か既にお引越したい場所が実は内々に決まっていて、それありきで調べようとしているのかという疑問も湧いてきてしまうのです。そうであるか否かの証拠なんて私持ってはいないですけれども、ちょっと不自然だなというのが一つあります。本当にこれで足りるのですか。もっと言えば、この調査で何を調査するのだということも教えてほしいと。

さらに、さっき過疎債の話にも触れましたけれども、もし場所を変えとなれば返してくださいという話にもなるかと思う、それは対応せねばならぬというふうに課長おっしゃいましたけれども、では仮に返してくださいと言われたときのやりくりのめどというのはいまもうついておるのでしょうか。確定ではなくても大体何とかなるという見通しを持った上で今回の予算提案となっているのか、その辺も含めて伺いたいと思います。

○環境対策課長（成田文明君） 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

全町的な調査、評価をする中で今回の補正予算額、不足しているのではないかとというのが1点目のご質問だったかと思えます。そういった中、今回につきましては実際に地盤の調査等々するわけではなく、地盤というのはボーリング調査とかするわけではなく、あくまで利便性であるとか安全性、もしくは将来性も踏まえた中でどこが適地なのかというのを調査、選定する業務でございます。

そういった中、今後につきましては一定程度の方向性が、適地が定まりましたら、そこで詳細な設計するための調査等々も出てくるのかなというふうに考えているところでございます。

2点目の過疎債の繰上償還のめどに関するご質問かと思えます。そこについては現状財政課のほうにも話はしておりますが、めどがついたという状況で現在至っているわけではございませんので、今後も継続して話をさせていただきたいというふうに考えてございます。

（何事か声あり）

○議長（中井寿夫君） もう一度答弁をお願いします。

○環境対策課長（成田文明君） 大変失礼いたしました。2点目の過疎債に関して再度ご答弁申し上げます。

繰上償還のめどが立っているかどうかというのが2点目の質問だったかと思うのですけれども、今回の適地選定業務の補正予算を計上させていただくに当たりまして、当然財政課のほうにも過疎債の話もさせていただいているところでございます。そういった中、現状やりくりのめどが立っているかどうかという部分に関しましては、現在やりくりが立っているという状況ではございません。今後も継続して財政課とも協議させていただきたいというふうに考えてございます。

○14番（大物 翔君） そういう状況であるとするならばなのですけれども、土木調査をやるというわけではなくて、利便性を中心とした、あくまで平面的な場所の調査という話だったと思うのです。つまりここがいいのではないかなと思って見初めてみたけれども、穴掘ってみたら全然駄目だったという可能性だってあり得るというわけです、今回の調査は。本格調査ではないと。場所がどこがいいかというのをあくまで探す調査にすぎないと。ただ、それをやった結果、残念ながらどこも駄目だったと、現有地でやらざるを得ないの

だわとなってしまうと、ではこの調査費何だったのだという話にかえってなってしまうのです。何か禅問答な言い方になってしまうのですけれども、だから結局4億円が無駄になってしまったと町長が外で言わなければならないぐらいな事態になってしまっておるのだから、所管委員会に説明していますという話だけではなくて、これ物すごく大きな問題だと思うのです。だから、これほど大きな問題というのはもうちょっと全体の中で考えていくという、議論していくという、その上に立ってこの調査費というものに手順としてはたどり着かないとまずいのではないかなという懸念を抱いたのです、この予算書最初頂いたときに。だから、これ以上何かが起きるわけにはもういかないわけではないですか。やることに對して多分反対する人は誰もいないのです。ただ、やるのだしたら納得ずくで進まなければいけないのだから、意を尽くしてください。財政についてもちょっと確定しているわけではないのだと、不透明さもあるのだと、そういう状況なわけではないですか。だからこそこれ慎重にやらなければいけないのではないかなということを最後に申し上げたいと思います。

○環境対策課長（成田文明君） 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

今回の火葬場の建て替え工事については、大きな問題でございます。大きな事業でございます。そういった中、これまでも所管委員会を中心に説明をさせていただいておりますが、今後の状況等々の説明も含めまして、できるだけ丁寧な説明を議員の皆さんに行き渡るようにさせていただきたいというふうに考えているところでございます。一方で、穴を掘ってみたら駄目だったという部分についてはないように、今回の補正予算につきましては200万円弱の補正予算を計上させていただきましたが、そのお金についても無駄にすることなく、今後いろいろな調査、設計等々でまたプラ

スアルファのお金がかかる可能性もございしますが、そういった中で安全性も重視しながらかつ慎重に進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○9番（寺田 進君） 新しい方向に向かって進んでいく中で本当に大事な議論だと思うのですが、当然一刻も早くという思いと適地ということもあると思いますが、その中で一番大事になるのは今の梅川の斎場、霊園を今後どのように利用するのを目指しているのか。また、役場が起案をして、議会が承認をして、事が進んでの事態に今なっていると思いますけれども、どこが原因だったのかを明確にしない限りまた同じことの繰り返しになるのではないかなというふうに思われます。この辺について具体的にどこまで考えていらっしゃるのか。

また、今の状況を町民に我々もしっかりと説明をしていかなければなりませんので、そういう機会はどのような場所で設けていただけるのか、この2点、よろしくお願いします。

○議長（中井寿夫君） 寺田議員に申し上げます。

ただいま審議しておりますのは補正予算について審議しておりますので、現状の場所をどう活用するかについては今議題外でございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○環境対策課長（成田文明君） 9番、寺田議員の地滑り等々の原因の明確性及び町民の皆さんへの説明に関するご質問にご答弁申し上げたいと思います。

地滑りの原因の明確性ということでございますが、町といたしましても業務委託しまして、その要因の調査をしているところでございます。地滑りの原因につきましては、切土工により発生したものであるということ委託業者のほうからも報告を受けているのが事実でございます。一方で議会はじめ町民の皆様にも大変ご迷惑をおかけしているところでございます。そういった中、コロ

ナ禍ということもあり、町民等々への説明に関しましてもできるだけ少人数で、かつ何回もやるというふうにはちょっと想定できないのかなというふうに考えている部分もありますので、今後の状況等々も、今後の計画といたしますか、状況も整理した中で回数を縮小といたしますか、減らせるような内容を詰めて、今後説明させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○17番（土屋美奈子君） かくかく議員皆さんから質問があったので、細かいところについては言いませんけれども、斎場の建て替えのこの事業については当初からあの場所でどうなのだという議論はたくさんの議員が、私も言いましたけれども、坂道が上れないとか下りるとき危険だとか、そういった議論はこれまでであったのです。今の町長ではなくて、前の町長のときからですけれども、そういった議論があって、そして町は一貫としてあの場所でやるという方向でこれまで来た。そして、この予算で初めて方向が変わった。ちょっとニュアンスが変わった。今の場所も含めて調査をするのでしようけれども、まだ決定はしていないのでしようけれども、この議案で初めてこれまでと方向が変わったのです。そして、これまで使ってきた大きなお金、議員からかくかく指摘があった事業だから、そして4億円というお金がかかっているから、どうやっていくのかもこれからなのでしようけれども、しっかりと、今成田課長のほうから町民に説明というお話もありましたけれども、町民の代表である議会に対してはきちんとこの原因と、そしてどんな経過であったのかと、そういったものをきちんとしないと、4億円のお金を使ったのだから、何がどういう経過であったのかと、そういったものが分からないと私たちもちょっと方向転換するのに、早く進めてほしいと思いますけれども、きちんとした形で議会に出していただきたいと思うのですけれども、見解をお願いいたします。

○環境対策課長（成田文明君） 17番、土屋議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回補正予算を計上させていただきました適地選定業務でご指摘のありました現建設予定地の傾斜の部分、つまり利便性の部分、また将来性の部分、安全性の部分も様々な部分から、様々な観点から調査、評価を行い、その結果について丁寧な説明をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。一方で、原因究明も含め4億円の過疎債の部分もございまして、その部分も併せて丁寧な説明をさせていただきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○17番（土屋美奈子君） 説明をさせていただくという答弁がございましたけれども、きちんとした報告書という形で提出をしてくださいというふうに言っているのです、そこについての見解をお願いいたします。

○民生部長（上村友成君） 17番、土屋議員の再度のご質問に私のほうから答弁させていただきます。

種々議員の皆様からのご質問に対し担当課長から答弁ございました。担当課といたしましては、いろいろな方面からあらゆる検討しながら今まで進めてきているところでございます。今回補正予算で提案させていただいております調査委託料につきましては、現在地、当然地滑り等により土地形状も若干の変更もありました。これまでと同じような設計の下に建てることも含めまして、この調査の中で検討させていただく。また、それに当たりまして現候補地とほかのところに建てた場合との比較を再度させていただきながら、適正な場所の選定を行っていくというための資料を出していただくための委託になってございます。これで仮定の話をさせていただいてもちょっと恐縮なではございますけれども、場所が変わるといような方向性が出た場合には、議員おっしゃるとお

り、きちんとした報告、行政報告なり、ちゃんとした方針を出ささせていただいて、ご説明させていただかなければいけないところだというふうに当然考えてございます。それに当たりましてはきちんとした資料等も提出して、ご報告が必要だというふうに考えてございますが、現段階では場所を変えるという決定はさせていただいておりませんので、まずは調査をさせていただいて、その報告について所管委員会、また必要であれば議会のほうにも報告をさせていただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○15番（中谷栄利君） 私からは簡単に。

まず、今回の補正予算の約200万円、その内訳、今これまでの各議員の質疑に対して担当課の答弁では現在地を含めて、候補地も含めて利便性通じて調査したいということですが、その内訳、今回の補正予算の具体的な内訳、現在地のところでどういった調査、何やるのか。そして、利便性含めて適切な場所を探すという話ですが、具体的にどのような候補地を挙げて、何か所どういった調査をするのか、そういったことを答弁していただきたいと思えます。

それと、最後の1つですが、過疎債の問題について、町長の答弁でも約4億円、町民に本当に申し訳ないという話もありましたが、それだけで終わらないと思えます、私は。何とかして早く建設させたいという気持ちの中で、地盤調査については施工会社も含めて、本来的にいえば本当に安全な地盤なのも含めて客観的な判断、第三者的な判断も含めてその地盤が本当に適切なものかどうか、そういったことでやるものだと思います。それが実際が変わってしまっている。これまで委員会の中でも早期に着工させるためにという形で同意してきている部分ですから、そういった問題もあるかと思えますが、いろいろなことが絡んでいると思うのですけれども、やはりこれを住民の

負担にそのままかぶせて、申し訳ないということで終わらせるのか、実際に施工会社、設計者、そういったところでの負担がどうなるか、そういった過疎債の返済含めて検討するときにどういった内容で具体的に検討しているのかお伺いしたいと思います。

○環境対策課長（成田文明君） 15番、中谷議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の今回補正予算を計上させていただいた適地選定委託料の内訳の件でございます。今回の約200万円につきましては、適地選定調査をするに当たり、この調査等に必要とされる日数及び資料の整理に係る費用等を積算したものでございます。そういった中、調査箇所についてでございますが、現在の建設候補地も含め数か所を調査、評価をすることになるかと思えますが、この現在地以外の場所につきましては、町内部で早急に候補地を決定といいますか、そういったものをして、受注業者のほうにお話をさせていただきたいと存じます。また、受注業者のほうからもこういった場所はどうかというようなご意見もあろうかと思えます。そういった中、すり合わせをして、調査をする場所について決定をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

2点目の4億円、今までの支出したお金に関する質問でございます。4億円に関しましては莫大な金額であり、先ほど私答弁の中で申し上げたとおり、切土工に起因した地滑りが発生したということも事実としてございますので、実際に余市町は発注者でございますが、当然請負業者があつて、その請負業者というのは工事の請負業者があつて、工事の請負業者につきましては設計に基づいて施工しているわけでございます。当然設計者への費用負担といいますか、そういった部分も現在検討させていただいているところでございますが、その件に関しましては顧問弁護士にも相談しながら検討させていただいているところでござい

ますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○15番(中谷栄利君) 今回の補正予算の200万円の調査内容ですけれども、現在地のほかに数か所内部で早急に候補地を決めて、請負業者にその旨伝えて、調査をしてもらおうと。内部で検討するという事ですから、数か所ということで具体的に出てきているわけなので、具体的にはどういう場所を想定しているのか。そして、問題は調査内容です。明らかに交通量や、そういったものなのかを含めて、地質学的な問題も含めて調査なのか、候補地の具体的な内容、そして調査内容の具体的な調べについて何をもって調査するのか、その辺を確認したいと思います。

過疎債の問題については今後検討するという事ですから、この程度にとどめますが、やはりこの問題は大きな問題なので、実際に基礎設計、ボーリング調査をしたのかとかいろいろな問題ありましたけれども、客観的な、地盤が安全なものなのかどうか、第三者がきちんとやって、その上で施工する人がそれに基づいてやるというのが本来の姿だと思いますが、それは実際にどうなっているのかも含めて、やっぱり今後大きな反省しなければならない問題が多分にあると思います。この間ずっと議論してきたわけですから、その部分について、ああのこうのとはこの場で言いませんけれども、実際に事業設計は変わって、過疎債返済の中で問題になったときにその部分について再度点検が必要であることをこの場であえて言わせていただきたいと思います。

最初に言った候補地の問題、それから具体的な調査内容、お尋ねします。

○環境対策課長(成田文明君) 15番、中谷議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

今回の適地選定業務に関して調査箇所はどういった場所にするのかといったご質問にまずご答弁させていただきたいと思います。評価する場所につきましては、現候補地も含めまして町有地が中

心になるというふうに考えてございます。なぜかといいますと、民有地につきましては用地買収等、また付随して費用も発生しますので、現段階では町有地を中心というふうに考えているところでございます。

2点目の調査内容といいますか、そういった部分につきましては、やはり安全性であるとか利便性、そういった部分メリット、デメリットがあると思いますので、比較する土地、土地の中でのメリット、デメリットの評価をさせていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前 1 時 2 5 分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第 6、議案第 2 号 余市町個人情報保護条例及び余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第 2 号 余市町個人情報保護条例及び余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）第 55 条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が改正され、当該法律を引用している条例について条項の整理等が必要となることから、所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第 2 号 余市町個人情報保護条例及び余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町個人情報保護条例及び余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 8 月 23 日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町個人情報保護条例及び余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

（余市町個人情報保護条例の一部改正）

第 1 条 余市町個人情報保護条例（平成 12 年余市町条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の 2 第 1 項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

第 23 条の 4 第 1 号オ中「第 2 条第 9 号」を「第 2 条第 9 項」に改める。

（余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第 2 条 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年余市町条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

附則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

以上、議案第 2 号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 余市町個人情報保護条例及び余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第7、議案第3号 工事請負契約の締結について、日程第8、議案第4号 工事請負契約の締結について、以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第7ないし日程第8を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長(照井芳明君) ただいま一括上程になりました議案第3号及び議案第4号の2件に係る工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第3号の工事請負契約の締結につきましては、令和3年度重要給水施設配水管更新工事(1工区)の工事請負契約でございます。工事の概要としましては、朝日町25番地5地先、役場前交差点から浜中町101番地260地先、建設課車庫前までの町道浜中丘の上朝日町線に沿い布設しております配水管373メートルを耐震性のある水道管に更新し、重要拠点への給水を確保するものでございます。さらには、更新後に旧配水管の撤去工事を行うものでございます。去る8月3日に特定共同企業体2者の公募型指名競争入札に付しましたところ、落札により相手方の決定を見ましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めべくご提案申し上げる次第であります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年余市町条例第15号)第2条の規定により議会の議決を求めらる。

令和3年8月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次ページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、令和3年度重要給水施設配水管更新工事(1工区)。

2、契約の方法、公募型指名競争入札。

3、契約金額、一金8,165万3,000円也。

4、工期、自令和3年8月27日、至令和4年2月25日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、高橋・関特定共同企業体、代表者、余市郡余市町黒川町7丁目78番地、株式

会社高橋配管設備代表取締役、高橋哲雄。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

次に、一括上程となっております議案第4号の工事請負契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第4号の工事請負契約の締結につきましては、令和3年度重要給水施設配水管更新工事（2工区）の工事請負契約でございます。工事の概要としましては、入舟町から浜中町の一般国道229号歩道内に布設しております配水管585メートルを耐震性のある水道管に更新し、重要拠点への給水を確保するものであります。さらには、更新後に旧配水管の撤去工事を行うものでございます。去る8月3日に公募型指名競争入札に付しましたところ、落札により相手方の決定を見ましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるべくご提案申し上げる次第であります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年8月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次ページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、令和3年度重要給水施設配水管更新工事（2工区）。

2、契約の方法、公募型指名競争入札。

3、契約金額、一金9,430万3,000円也。

4、工期、自令和3年8月27日、至令和4年2月25日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、堀川管工・中山特定共同企業体、代表者、余市郡余市町港町197番地3、株式

会社堀川管工設備工業代表取締役、堀川一。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、一括上程になりました議案第3号及び議案第4号の工事請負契約の締結について提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第3号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第9、議案第5号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○企画政策課長(阿部弘亨君) ただいま上程されました議案第5号 工事請負契約の締結について、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます工事請負契約の締結につきましては、令和3年度余市町移動通信用鉄塔施設建設工事であります。本件の移動通信用鉄塔施設につきましては、栄町東の沢地区における携帯電話の不感地域解消を図るために建設するものであります。施設としましては、地上高35メートルの移動通信用鉄塔施設であり、トラス構造となっております。去る8月13日に指名競争入札に付しましたところ、落札により相手方の決定を見ましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めべくご提案申し上げますのでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年余市町条例第15号)第2条の規定によ

り議会の議決を求める。

令和3年8月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、令和3年度余市町移動通信用鉄塔施設建設工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、一金5,093万円也。

4、工期、自令和3年8月27日、至令和4年1月20日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、札幌市白石区菊水2条1丁目8番21号、北海電気工事株式会社取締役社長、阿部幹司。

以上、議案第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和3年余市町議会第4回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前11時44分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 10番 彫 谷 吉 英

余市町議会議員 11番 茅 根 英 昭

余市町議会議員 12番 近 藤 徹 哉